

平成28年度第20回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 平成29年3月21日（火） 13：00～14：37
- 2 場 所 3号館8階教育委員会室
- 3 出席者 <教育委員会>
雪村教育長 山本委員 梶木委員 伊東委員 福田委員 今井委員
<事務局>
林教育次長 岡田スポーツ担当局長 稜野総務部長
川田指導部長 日下社会教育部長 後藤教育施策推進担当部長
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 会議内容

（雪村教育長）

ただいまより、教育委員会会議を始めます。

本日は議案5件です。そのうち、教第91号議案については、神戸市教育委員会会議規則第10条第1項第2号により職員の人事に関する事として非公開としたいと思いますが、賛同いただけますでしょうか。

（5名の賛成により非公開案件を決定）

（雪村教育長）

それでは、教第87号議案、神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則の件につきまして、総務課より説明をお願いします。

教第87号議案 神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則の件

（仲田教育企画担当課長）

就学規則の改正ですが2点あります。1つが東灘区の案件、もう1つが垂水区の案件です。

まず、東灘区ですけれども、3ページに地図を添付しています。東灘区の本山第一小学校区と本山第三小学校区にまたがる案件で、緑で囲っているのが本山北町4丁目全体です。本山北町4丁目については、オレンジ色の線で分かれており、オレンジ色の線より左側（西側）が本山第一小学校区、右側（東側）が本山第三小学校区です。本山北町4丁目は、どの地番が第一、どの地番が第三ということで区分けしています。真ん中あたりに網掛け

しているところが本山北町4丁目14番36号、37号で、こちらはもともと本山第三小学校区という規定なのですが、こちらの2つの区画が、今回宅地開発によって3区画に分かれ、36号、37号に加えて38-1号と、現地の地番が振り直されました。この新たにできた38-1号についても、本山第三小学校区と定めるために関係規定を改正するものです。

もう1点が、12月に神戸市校区調整審議会の答申について御説明した際に上がっていた垂水の自由校区の解消に関するものです。5ページ真ん中の黄色い部分は、星が丘1丁目から3丁目ですが、こちらは、千代が丘小学校、霞ヶ丘小学校のどちらにも行けるという自由校区でしたが、校区審の答申を踏まえて、千代が丘小学校区のみに通えるように、今回規則の改正を行います。

2ページは、先ほど御説明した内容についての新旧対照表です。

最後、1ページ、規則改正の案に戻ります。下のほうの規則の施行日ですけれども、先ほど申し上げた東灘区については平成29年4月の施行になります。もう一つの自由校区の解消については、経過措置を設けて、平成30年4月の施行ということで、施行日を分けています。

説明は以上です。

(雪村教育長)

1点目の東灘のほうは、実質上、校区は変わらないということですか。

(仲田教育企画担当課長)

変わらないです。

(雪村教育長)

2点目の垂水のほうは、実質的に校区が変わるということですか。

(仲田教育企画担当課長)

はい、そうです。校区が変わります。

(雪村教育長)

ということですが、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

(山本委員)

この千代が丘小学校の自由校区の解消の実施時期は平成30年からということですが、1年置かれているのは周知期間ということですか。

(仲田教育企画担当課長)

そういうことです。

(山本委員)

現在も、これについては既に説明していただいていますか。

(仲田教育企画担当課長)

はい、既に説明はしています。

(山本委員)

自由校区で、例えば、きょうだいは今霞ヶ丘小学校へ行っているという場合はどうなりますか。

(仲田教育企画担当課長)

その場合は、きょうだいの特例ということで、一定期間は引き続き、下のお子さんも霞ヶ丘小学校にも行っていただけるという措置をしています。

(杉浦学校計画課計画係長)

前回(12月)に御報告してから、地域の幼稚園、保育所、市立保育施設を回って周知しているところです。構成自治会にも伺って、それぞれ小学生及び幼稚園以下の子供がいる家庭には案内をお配りしています。

(雪村教育長)

87号議案は承認ということでよろしいですか。

(5名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございます。

続いて、88号議案、89号議案、90号議案の3件について、一括して教職員課より説明をお願いします。

教第88号議案 教育長の臨時代理による「教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則」の制定の件

教第89号議案 神戸市教職員の厚生制度に関する規則の制定の件

教第90号議案 教育長の臨時代理による「神戸市教育委員会職員退職手当金支給規程等の一部を改正する訓令」の制定の件

(竹森給与定数移管担当課長)

権限移譲に伴う教育委員会規則の改正等についてです。教第90号議案の後ろに添付している参考資料で御説明します。

まず、「1. 改正等の趣旨」です。権限移譲に伴い、教職員の勤務条件を原則として市の勤務条件に合わせるに当たって必要な規則改正等を行おうとするものです。

「2. 改正等の内容」の(1)教第88号議案ですが、9本の規則改正を同時に行おうとするものです。

まず、①勤務時間及び休暇に関する規則です。こちらは、今、規則の中に県費負担教職員を除外する規定が載っていますので、その規定を削除する文言調整です。

次に、②分限懲戒審査会規則です。こちらは、今、県条例に規定する処分を審査会の諮問対象とできるという規定が載っているのですが、県条例の対象ではなくなるため、この規定を削除します。

それから、③教育委員会職員職名規則です。これは事務局職員の補職名、職種名を規定する規則ですが、今回、教育委員会規則のほかに人事委員会規則もあわせて11本改正します。その影響があり、条ずれの整理をここで行います。

続いて、④特殊勤務手当に関する規則です。改正の概要のA)ですが、指導主事等に対する手当の一部改正を行います。

現在の規定では、この表上の首席指導主事、首席人事主事が89,000円、指導主事で校長の級にある者が83,000円、一つ飛ばして、教職経験20年以上の指導主事が54,000円、教職経験20年未満の指導主事が42,000円となっています。そこに、「指導主事等(教頭)」を新設したいと考えています。これは、今回、教頭の管理職手当を引き上げるので、そちらの金額と合わせるものです。月額65,100円です。

下に参考として、管理職手当について、今回の変更内容を書いています。こちらは、人事委員会規則での規定です。今は、校長については、学校の規模によって、76,000円と65,100円というように、金額に差があります。ただ、現在、県では、行革で2割がカットされていますので、実際に受け取っているのは、その括弧書きの金額になっています。これを、権限移譲後は一律70,600円にします。教頭については、下に書いているように、大規模校64,500円、普通校53,700円と分けていたのを一律65,100円にしたいと考えています。

2ページをお開きください。

次に、イ)教育業務連絡調整手当の新設です。これは、いわゆる主任手当と呼ばれている手当で、日額200円になっています。

下線を引いているのが、今回、市の制度として新たに規定するところです。

小学校ですけれども、今回新しく配置を進めている①総務・学習指導担当に主任手当が当たるようにします。

それから、②学年主任については、県の制度どおりです。

③生徒指導主任については、今までの県制度では、小学校には当たっていませんでしたが、神戸市の制度として新たに規定したいと考えています。

次に、中学校については、教務主任、学年主任、生徒指導主任、いずれもこれまでの県制度と同じです。

続いて、特別支援学校の教務部長、生徒指導部長、進路指導部長、ここまでは県制度と同じです。

④小・中・高等部の学部長は、新たに規定したいと考えています。

ウ) 多学年学級担当手当ですが、複式学級を担当する場合に日額290円を支給します。これは、県の規定どおりです。

エ) 夜間学級担当手当は、夜間中学で学級を担当する場合に、給料の100分の10を支給します。これも県の規定どおりです。

次に、⑤主任の設置に関する規則です。改正の概要のア)に、「対象校として盲学校を追加」と書いています。盲学校については、以前には市費だったことがあり、今までは⑥の高等学校と一緒にこの規則を設けていました。ただ、今回、権限移譲を機に、ほかの特別支援学校と一緒に「⑤主任の設置に関する規則」で規定したいということで整理しています。

それから、イ)として、新たに総務・学習指導担当の規定を設けます。

ウ)として、これまで規定されていなかった特別支援学校における進路指導部長、学部長を新たに規定します。

⑥高等学校及び市立盲学校の主任の設置に関する規則については、先ほど申し上げました盲学校を抜くための規則の改正です。

⑦、⑧、⑨については、校種ごとの管理運営規則です。これも、主任の規則が変わる関係で、文言整理を行っています。

3ページをごらんください。「(2) 教第89号議案 神戸市教職員の厚生制度に関する規則の制定」です。こちらは、規則を新しく制定するものです。

現在、小・中学校、特別支援学校、高等学校の教職員の福利厚生については、公立学校共済組合の事業によって、また、教職員を福利厚生団体に加入させることによって実施しています。この現状について、改めて規則として規定したいと考えています。

下に、団体名と主な事業内容を記載しています。①公立学校共済組合については、主に年金、健康保険事業を実施しています。

それから、②学校厚生会については、給付事業、福祉事業、相談事業、預金貸付事業等と、かなり手広く福利厚生事業をやっていただいています。

③神戸市立学校教職員共済会も、給付事業、貸付事業、厚生事業、勤続慰安会事業等を実施していただいています。

続いて、「(3) 教第90号議案」です。これは、規則の下にある規程の改正ですが、この議案で4本の規程を改正するものです。

まず、①退職手当金支給規程です。こちらにも、規程の中に、「県費負担教職員は除外する」という規定があるため、それを削除するものです。

②旅費取扱規程については、対象として小・中、義務教育学校、特別支援学校の教職員を追加します。イ)にあるように、旅費については、旅費システムを新たに導入します。旅費システム上の旅行命令書の様式を、新たに規程の中で定めます。

次に、③教育委員会職員証発行規程です。職員証というのは、カードの職員証です。こちらにも規程の中に県費負担教職員を除外するという定めがあるので、それを削除します。

④の職員章は、バッジのほうです。現在は、対象職員の規定の中に、「県費負担教職員で事務局または教育機関に勤務する者」という表現があるので、その表現を削除します。

3に書いているように、いずれも施行時期は、4月1日を予定しています。

説明は以上です。

(雪村教育長)

権限移譲に伴う規則改正等ですが、いかがでしょうか。

1ページの④については、総合教育会議でずっと議論してきた教頭の処遇改善で管理職手当変更に伴い、事務局の指導主事等もそれに合わせるということですね。

(竹森給与定数移管担当課長)

そうです。処遇改善に伴う手当額に、指導主事も合わせます。

(雪村教育長)

指導主事の教頭職は、もともと手当がなかったわけですね。

(竹森給与定数移管担当課長)

はい。もともとは54,000円のほうを適用していました。

(梶木委員)

教職経験20年というのは、事務局での勤務年数は教職経験年数から引かれますか。それとも追加されるのでしょうか。

(竹森給与定数移管担当課長)

追加されます。

(山本委員)

管理職手当の参考として書かれている県費のときの手当に関する表ですが、大規模校と普通校に分かれたのは最近ですか。

(竹森給与定数移管担当課長)

2年前です。

(山本委員)

例えば小学校では19学級以上と、それ未満で分かれたということですか。

(竹森給与定数移管担当課長)

はい。

(山本委員)

2つに分けていたのを、また元に戻すというのは、どういった考え方でしょうか。以前、規模によって分けたときも、当時私自身も十分その説明を受けたわけではありませんでしたが、分けることにこだわりがあるわけではないのですか。そのあたりの根拠はどうなっていますか。

(竹森給与定数移管担当課長)

国制度では分けています。ただ、このあたりは自治体によって、考え方が違ってきます。政令市では、分けているところと分けていないところが半々です。

権限移譲に当たってどうするかを検討する際に、いろいろな方の御意見を伺いました。大規模校は大規模校の大変さ、小規模校は小規模校なりの大変さがあるので、大規模校、普通校ということで分けるよりも、手当については一本化し、大規模校には別の支援をしていこうと思っています。教頭業務補助スタッフを大規模校に配置するといったような考えで支援していきたいと思っています。

(山本委員)

そういった別の手立てについてもセットで説明してもらえると、現場はよく理解できるかと思います。

(梶木委員)

職員証は、今回一遍に大量につくることになるのですか。

(竹森給与定数移管担当課長)

カードのほうですか、バッジのほうですか。

(梶木委員)

バッジもカードもですよ。

(竹森給与定数移管担当課長)

カードについては、有効期間が5年ありますが、1年前が更新のタイミングだったので、そのときに、県費の職員番号と、新しく市費になったときの職員番号とを、2段書きして配りました。平成29年度から庶務事務システムで出退勤を管理しますが、ICも入れたものを、既に1年前に準備をしました。

バッジのほうは、いわゆる市章です。今まで教員は配付の対象外でした。今後も同じ取扱にしたいと思っていますので、規程上は文言整理だけです。教員にも配ったほうがいいのではないかと御意見もあるかもしれませんが、予算も確保していないので、もう少し検討したいと思っています。

(梶木委員)

事務局に来られた教員の方もバッジは持っていないのですね。

(竹森給与定数移管担当課長)

指導主事には渡しています。

(山本委員)

確認ですが、教育業務連絡調整手当の新設に関して、小学校の生徒指導主任は専任に限るということは、これは生徒指導担当教員の配置校のみということですか。

(竹森給与定数移管担当課長)

そうです。

(雪村教育長)

特にございませんか。

(テレビ会議で参加している) 東京の福田先生もよろしいですか。

(福田委員)

結構です。

(雪村教育長)

そうしましたら、承認いただいてよろしいですか。

(5名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございます。

それでは、引き続き、主要行事予定について総務課より説明してください。

(豊永総務課長)

3月8日以降の主要行事ですが、記載のとおりです。

今後の主要行事予定ですが、3月23日木曜日に市立小学校の卒業式があります。

それから、委員会会議日程ですが、今年度最後、3月30日木曜日13時15分から定例会を開催予定です。

よろしく申し上げます。

(雪村教育長)

何か確認されたいこと、追加などありませんか。

そのほか、教育委員の皆さんから委員会会議で取り上げるべき項目について御意見はございませんでしょうか。

何かありましたら、後日でも結構ですので、事務局まで連絡いただきたいと思います。

閉会 : 午後2時37分